

40年超えの高浜原発1号の原子炉起動を認めないよう求める 緊急要請書

原子力規制委員会委員長 更田豊志 様

高浜原発1号は、特重施設（テロ対策等施設）が未完のため、6月9日までには運転を停止しなければなりません。それにも関わらず関西電力は、わずか1週間程の短期間の調整運転を実施するために、5月末から6月初めに原子炉を起動させようとしています。

5月7日の関電と規制庁の面談で関電は、短期間の運転の後には、原子炉圧力容器を開放し核燃料を取り出す想定だと説明しています。いったん圧力容器を開放すると、それまでに実施した4号検査（一次冷却材系統漏えい検査等）の状況は変わってしまいます。そのため規制庁は、「そのような4号検査を前提とした使用前検査も検査としては成立しない」と関電に伝えています。

原子炉を起動させるためには、4号検査が終了していることが前提です。関電の想定では4号検査は成り立たないため、原子炉を起動することはできません。

関電は、使用前検査の最終工程である5号検査ができないことを承知で原子炉を起動し、「試験使用」の承認を規制委員会から得て運転しようとしています。しかし、「試験使用」も4号検査が成立していることが前提になっているため、規制委員会は承認することはできないはずです。そのことを関電にはっきりと伝えるべきです。

営業運転もできず、使用前検査の合格証もなしに危険な原子炉起動を認めると言う異例の扱いは認められません。原子炉等規制法43条の3の11では、「原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その発電用原子炉を使用してはならない」と規定されています。

国内初となる40年超えの老朽原発の再稼働には、福井県民はもとより、全国の人々が反対や懸念を表明しています。1週間程の運転の最中に事故が起これば、規制委・規制庁の責任も重大です。福井・関西は甚大な被害を被ることになります。

よって、原子力規制の関連法令に則り、住民の安全を最優先にして、以下を強く要請します。

要 請 事 項

1. 高浜原発1号の原子炉起動を認めないこと。

2021年5月12日

原子力発電に反対する福井県民会議

ふるさとを守る高浜・おおいの会

安全なふる里を大切にする会

原発設置反対小浜市民の会

避難計画を案ずる関西連絡会

国際環境NGO FoE Japan

原子力規制を監視する市民の会

連絡先団体 美浜の会：大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL：06-6367-6580

原子力規制を監視する市民の会 新宿区下宮比町3-12-302 TEL：03-5225-7213